

# 学校いじめ防止基本方針

愛媛県立宇和島水産高等学校

## 1 学校いじめ防止基本方針

生徒・保護者・地域の皆さまから信頼される学校を確立するために、「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校教職員全員の共通理解のもと、「宇和島水産高等学校学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

## 2 目的

安全・安心な学校を作ることは、我々教職員の責務である。「誰もが安心して自信を持って自由に生きる権利」を保障するために日常の指導体制を整え、いじめ防止の環境づくりと早期の適切な対応・解決のため、以下の指針を示し、教職員の注意を喚起するものである。

## 3 いじめに対する基本的な考え方

- (1) いじめは、人として絶対に許されない。
- (2) いじめは、いじめる側に責任がある。
- (3) いじめは犯罪であり、人の命を奪うこともある。
- (4) はやし立てたり見て見ぬ振りをしたりすることは、いじめと同じ行為である。
- (5) ネットいじめも、同様に犯罪である。
- (6) いじめ対策では、「防止のためのよい環境づくり」と「早期発見」が大切である。
- (7) いじめは、どの学校にもどの生徒にも起こる可能性がある。

## 4 教職員の行動方針

- (1) すべての生徒が持つ、「安心して自信を持って、自由に生きる権利」を保障する。
- (2) 教職員自らが人権感覚を磨き、人権意識の高揚に努め、差別やいじめを見抜く力を持つ。
- (3) アカウンタビリティ（説明の義務と責任）を自覚し、よい指導とは何か、常に探求する。

## 5 いじめ防止の指導体制



- (1) 「いじめを許さない」「安全・安心な学校づくりを目指す」ことを、機会あるごとに示す。
- (2) 「いじめ問題対策委員会」が指導体制づくりといじめ事案への対応を主になって行う。
- (3) 問題事案への対応については、外部機関のチェックを受ける。

## 未然防止

### 日常の指導体制

教育委員会

愛媛県いじめ問題対策本部会議

相談・報告   指導・助言

学校

#### 管理職

- ・いじめを許さない、安全・安心な学校づくりを目指すことを宣言する。
- ・学校の方針を生徒・教職員へあらゆる機会を通じて浸透させる。

宇水高 いじめ問題対策委員会

人権・同和教育課、教育相談課、生徒課

- ・いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・校内研修の企画立案と実施
- ・アンケートを実施し、要配慮生徒を把握・情報共有、支援方策立案

#### 教職員の行動指針

- ・すべての生徒が持っている、安心して自信を持って、自由に生きる権利を保障する。
- ・教職員自らが人権感覚を磨き人権意識の高揚に努め、差別やいじめを見抜く力を持つ。
- ・アカウントビリティー（説明の義務と責任）を自覚し、適切な指導とは何か常に探求する

環境づくり と 早期発見 でいじめを防止する！

- ・いじめを許さない環境づくりに努めよう。
- ・生徒が感じている心の痛みとその理由の早期発見に努めよう。

# 緊急対策

## いじめ事例への対応

いじめの情報・訴え



宇水高 いじめ問題対策委員会

- ・いじめの事実関係を把握する。
- ・対応を検討する。
- ・指導方針と指導経過、指導結果について外部機関のチェックを受ける。

相談・報告 ↑ ↓ 指導・助言

学校評議員会

教育委員会

愛媛県いじめ問題対策本部会議

### いじめた生徒への対応

- ・いじめの事実と自らの行為の非を認めさせ、責任を自覚させる。
- ・再発防止のための指導を実施する。

### いじめられた生徒への対応

- ・安全確保と継続的援助を行う。
- ・具体的な改善方法についての、意見・希望を聞く等、今後の対策を共に考える。

- ・被害者の心身の安全確保を優先すること。
- ・被害者の側に、転校などの不利益が及ばないように配慮すること。
- ・被害者と加害者に仲直りさせるような、喧嘩両成敗的な指導はしないこと。
- ・生徒・保護者に対して、説明責任を果たすこと。

## 6 重大事態への対応

- (1) 第三者委員会の設置
- (2) 指導が十分な成果を上げることが困難である場合は、警察等とも連携して対応する。

